

○笛吹市木造個人住宅耐震診断支援事業実施要綱

平成18年8月1日

告示第188号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物等の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図るため、市が実施する既存木造個人住宅の耐震診断支援事業に関し必要な事項を定め、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断技術者

山梨県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講終了者をいう。

(2) 既存木造個人住宅

次に掲げる住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工し建築したもの(昭和56年5月31日以前に着工し建築した住宅に、昭和56年6月1日以降に増築工事をしたものを含む。)

イ 木造在来工法で建築されたもの

ウ 併用住宅の場合、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの

(3) 耐震診断等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う木造住宅耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断

(4) 避難路 地域防災計画又は耐震改修促進計画に避難路又は通学路として位置付けた道路をいう。

(事業対象建築物等)

第3条 事業の対象となる建築物等は、市内にある既存木造個人住宅とし、次の各号に該当するものとする。ただし、この要綱に基づく耐震診断は、1住宅につき1回とする。

(1) 2階建て以下のもの

(2) 長屋及び共同住宅以外のもの

- (3) 市内に住所を有する耐震診断希望者が所有し、かつ、居住しているもの
- (4) 複数の住宅及び複数棟の住宅の所有者にかかる耐震診断は、専ら居住の用に供している1棟とする。

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する既存木造住宅に、耐震診断技術者を派遣して当該既存木造住宅の耐震診断等を実施することができる。

- 2 前項に係る費用については、笛吹市の負担とする。ただし、調査は目視調査を原則とするが、所有者の承諾を頂き、調査の障害となるものの撤去等の必要が生じた場合は、この復旧費用については耐震診断等申込者の負担とする。

(申込手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断等の申込みをする者は、市の公募する期間内に、木造個人住宅耐震診断申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する耐震診断申込書を受理したときは、当該申込書の記載内容を審査し、審査合格者の中から抽選により耐震診断技術者の派遣を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣を決定したときは、木造個人住宅耐震診断技術者派遣決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは、耐震診断技術者の派遣について条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、その理由を付して、木造個人住宅耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書(様式第3号)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による木造個人住宅耐震診断技術者派遣決定通知書の記載内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。この場合において、木造個人住宅耐震診断技術者派遣変更通知書(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断等の取りやめ)

第7条 耐震診断等申込者は、事情により耐震診断等中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長にその旨を通知しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の取消し)

第8条 市長は、耐震診断技術者の派遣の決定通知書を受けた申込者が、次の各

号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により耐震診断技術者の派遣の決定通知を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

第9条 市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣の通知を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断に係る費用の返還を命じることができる。

(耐震診断結果の報告)

第10条 市長は、耐震診断結果を一般社団法人山梨県建築士事務所協会で組織する耐震判定会で審査された後に、木造個人住宅耐震診断結果の報告書(様式第5号)により耐震診断等申込者に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成31年3月8日告示第52号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月25日告示第62号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日告示第97号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中笛吹市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定及び第3条中笛吹市木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。